

県独自の非常事態宣言発令に伴う塾の対応について (岐阜県)

令和3年1月9日
志門塾 本部

日頃は、志門塾に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岐阜県は8日、新たに83人が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。現在、岐阜県での感染者数の急速な拡大を克服するため、岐阜県は9日、県独自の非常事態宣言を発令しました。

現時点では学校への休校要請は出ておらず、また、今回の非常事態宣言の対象業種に当塾の事業が含まれていないことから、志門塾では、引き続き以下のように、校舎での感染防止策を徹底させます。また、3学期の通常授業は計画通り1月11日(月)より実施いたします。

なお、今後、感染状況の変化や行政の動きによっては、塾の対応計画を変更させていただくことがございますので、ご了承ください。

どうか塾生・保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

《校舎での感染防止策の徹底》

- (1) 利用者・講師は入校時に検温して、手指消毒を丁寧に行います。
- (2) 講師は各教室の机上・ドアノブを消毒します。
- (3) 講師は常時教室のドアを開け、こまめに窓を開けて室内を換気します。
(利用者は寒気対策として体温調整できる服装でお越しくください。)
- (4) 講師はできる限り学習機の間隔を空けた座席の配置をします。
- (5) 利用者・講師は常時マスク着用を徹底します。
- (6) 利用者・講師は咳エチケットを守ります。
- (7) 講師は毎日、体温を測り記録管理して、健康管理に努めます。
- (8) 講師は対面による質問対応の際にフェイスシールドを着用します。

※ お子様に発熱、咳などの症状がみられるときは、無理せず自宅で休養するようにご配慮ください。

お子様の通塾に不安のある場合に限りまして、オンラインでの対応をさせていただきますので、校舎長にご相談ください。